平成２７年（フ）第２５号
福岡県久留米市南薫町1547番地
債務者　生野　美鈴
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４１号
福岡県朝倉市一木814番地12
債務者　生野　一乗
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４２号
福岡県久留米市合川町341番地５　エサキフラット202号
債務者　生野伸一郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４６号
佐賀県小城市三日月町久米485番地４
債務者　森永　大樹
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
佐賀市高木瀬町大字長瀬906番地１　久間ハイツ１Ｆ
債務者　坂本由香里
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4130番地１リベルテ白石Ｅ101
債務者　福島　信也
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地28スナック唯２Ｆ
債務者　伊集　紀子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２４号
佐賀県伊万里市二里町大里甲1355番地28
債務者　山口　勝広
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２号
佐賀県唐津市唐房６丁目5068番地13
債務者　稲葉ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４７号
宮崎市清武町今泉甲139番地９　第５メゾン半九３号
債務者　野崎喜美子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６４号
宮崎市神宮東２丁目10番15号　第２重永マンションＡ棟501号、前住所宮崎市祇園１丁目20番地３　Ａ－ＳＴＥＰ祇園105号
債務者　藏滿　純一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５号
宮崎市神宮東２丁目10番15号　第２重永マンションＡ棟501号、前住所宮崎市祇園１丁目20番地３　Ａ－ＳＴＥＰ祇園105号
債務者　上林麻岐子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮崎県日南市瀬貝１丁目５番24―216号
債務者　芝元　典子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市郡山町3876番地
債務者　**徳**永　露子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６８号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町1722番地１　袴腰団地14―２号
債務者　森井　久子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地744番地１　町営ウッドタウン宮之城13号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1946番地宮之城東谷団地34号
債務者　**角**井　理絵
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
岩手県花巻市末広町５番11号　ベルディ末広203号、旧住所岩手県花巻市台第３地割４番地　Ｂ号室
債務者　伊藤　源三
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部